鈴鹿市三宅町

三宅西条城跡発掘調査報告

1983.3

三重県教育委員会

序 文

近年、地方の時代・文化の時代と言われ、文化行政に寄せられる時期と関心はつとに高まっております。そのなかでも、本県内に所在する多数の埋蔵文化財は、まさに大地に刻まれた先人の汗と努力の結晶であり、かつ豊かな自然環境と一体となっており、それらの保護は文化行政の重要な一翼を担っております。

しかしながら、県土の活性化と繁栄のために実施される各種開発事業の激増は、 数千年余も地下の静溢に置かれた先人の足跡を白日の下にあらわし、それに伴う緊 急発掘調査も増大の一途を辿っております。

本書に所収された三宅西条城跡についても、当初は道路建設計画が変更され現状保存されることになっていましたが、その後の迂余曲折を経て発掘調査のやむなきに至り、中野川流域における戦国武将の風姿の一端を垣間見ることができましたことは大きな成果であります。

既に城跡の一部は、道路擁壁によって削平されましたが、ここに調査記録をまとめて県民各位の文化財についての理解と認識の一助として供する次第であります。

なお、調査に当り終始支援を惜まれなかった県土木部道路建設課、北勢県民局鈴鹿 土木事務所及び地元各位に対しまして、深甚の謝意を表します。

昭和58年3月

三重県教育委員会

教育長 佐々木 昇

例言

- 1. 本報告書は、三重県教育委員会が県土木部より執行委任を受けて実施した国道 306号線改良工事に伴う三宅西条城跡の発掘調査報告である。
- 2. 調査は三重県教育委員会が主体となり、同文化課主事、本堂弘之が担当した。
- 3. 出土遺物の整理は、文化課主査伊藤久嗣、技師吉水康夫、主事森前稔、田中 喜久雄、田阪 仁、山下雅春が行なった。
- 4. 本遺跡の遺跡標示略記号は 9 T M N で、遺構標示は下記によった。方位はすべて磁北を用いた。

SB; 竪穴住居 SX; その他

5. スキャニングによるデーター取り込みのため、若干のひずみが生じています。 各図の縮尺率はスケールバーを参照ください。

目 次

Ι	前	音	1
П	位置と環	境	2
Ш	遺	構	3
IV	遺	物	4
V	結	語	6

図 版 目 次

- PL1 遺跡位置図 遺跡地形図
- PL2 城跡測量図 地形測量図 (右;調査前、左;調査後)
- PL3 遺構平面図
- PL4 遺構実測図(SX1、SX2、SX4)遺物実測図
- PL5 遠景・近景
- PL6 調査風景・SX1
- PL7 SX2
- PL8 SX3·調査区
- PL9 SB4
- P L 10 遺物写真

I 前 言

三重県教育委員会では、埋蔵文化財の保護を目的として、毎年度県の実施する各種公共事業について県庁内の関係各課に事業照会を行っている。この照会結果に基き、遺跡地図との照合と現地立会い調査を行い、極力現状保存に努めている。

三宅西条城跡(県遺跡番号828、市遺跡番号382)については、昭和53年度の県土木部道路建設課への事業照会により、一般国道 306 号道路改良工事計画地内に所在することが確認され、北勢県民局鈴鹿土木事務所との現地立会いの結果、工事の設計変更によって現状保存されることとなった。

その後、用地買収等の問題で工事着手が延期されていたが、昭和56年9月に至って鈴鹿土木事務所より、設計変更の結果、城跡東側のコンクリート擁壁法面が急傾斜になり工事が不可能になるため城跡東側を削平せざるをえないこと、用地買収が困難なため路線変更はできないことから再協議の申し入れがあった。

同年10月の再協議では、道路センターを約10m東に移動して城跡への影響を最少限に留めるとともに、擁壁法面保護工法の変更が提示された。

この再協議に基き再度昭和57年4月に現地立会いを行った結果、城跡の東側約300㎡が擁壁工事により削平されることを確認し、同年5月を目途とする用地買収終了を待って、発掘調査を実施せざるをえないこととなった。なお、この時点で城跡全域の航測図化作業を含む調査計画を文化課より道路建設課へ提示し内諾を得たが、最終的に同年6月末に文化課より道路建設課に対して調査経費の執行委任を依頼した。

同年6月下旬、用地買収が終了した旨の連絡を道路建設課より得たが、文化課で実施中の県営 圃場整備事業等に伴う発掘調査との関係から倒底三宅西条城跡の発掘調査を開始することが不可能であった。この間、文化財保護法による発掘調査手続については、同年5月と11月に文化課で 担当した。

以上の経緯の後、同年11月18日より発掘調査を開始し、昭和58年1月8日をもって現地調査を終了した。

発掘調査の結果については、次章以下に記すごとくであるが、当初の事業照会以降の経緯については、現在の開発事業と埋蔵文化財保護の調整が極めて困難であることが如実に示されているといえよう。

なお、今回の発掘調査に当り、協議段階から種々御協力をいただいた県土木部道路建設課、北 勢県民局鈴鹿土木事務所及び地元の関係各位に対し、深甚の謝意を表するものである。

Ⅱ 位置と環境

三宅西条城跡の所在する鈴鹿市三宅町は、関町の錫杖ヶ岳に端を発する中ノ川中流域にあたる。中ノ川は、関町から亀山市南部の丘陵地帯を浸食しつつほぼ東流し、鈴鹿市御薗町付近からゆるやかに蛇行しながら除々に沖積地を形成し、伊勢平野の中部を形成する肥沃な沖積平野に出て同市磯山町南部の安芸郡河芸町界を流れ、伊勢湾に流入する。三宅町一帯は、古来、伊勢国13郡のひとつである奄芸郡にあたり、同町から東4kmの同市郡山町の丘陵は奄芸郡衙に比定される。また、中ノ川左岸の丘陵をへだてて北へ4kmには伊勢国府所在地と推定される同市国府町がある。さらに、近年までは中ノ川中・下流域には条里制施行にともなう地割が残存しており、この地域が古代政治・文化の先進地であったことが認められる。

流域一帯には各時代にわたる遺跡がみられる。まず右岸では、縄文時代の追谷遺跡(2)がある。弥生時代では郡山東遺跡(3)、畑遺跡(4)などがある。古墳時代から奈良・平安時代以後になると各所に遺跡が出現する。末野A・B・C各遺跡(5・6・7)西高山A・B・C各遺跡(8・9・10)など郡山遺跡群を構成する諸遺跡が郡山町の丘陵に展開する。同遺跡は古墳時代の竪穴住居跡群や、奈良時代を中心として平安~鎌倉期にかけての掘立柱建物跡群が多数検出され、奄芸郡衙跡と考えられるようになった。三宅町・郡山町・安芸郡河芸町にかけての丘陵には茶臼山古墳群(11)、大野古墳群(12)などの大古墳群が形成される。三角縁神獣鏡の出土した赤郷塚古墳や、経塚古墳(13)もよく知られている。また、同丘陵には伊勢国須恵器生産の一大拠点であった徳居古窯跡群(14)が各所に点在する。同古窯跡群はすでに大正期から知られており、6世紀初頭から生産が開始されたものと考えられる。現在40基ほど確認されている。すでに破壊された窯や記録のみのものも多く、本格的調査研究が待たれる。次に左岸では、長法寺町から稲生町にかけて弥生土器の散布が認められる。古墳時代になると、三宅町から御薗町の丘陵一帯に右岸同様の古墳群が形成される。御薗古墳群(15)、長法寺古墳群(16)などがそれである。また、稲生町には徳居より若干遅れて生産を開始したと考えられる稲生古窯跡群がある。

三宅西条城跡(1) は中ノ川右岸に接し、三宅地区と亀山市下ノ庄町弘法寺地区の間にはさまれた標高44m ほどの、遠く伊勢湾を眺望できる丘陵上に位置する。行政上、鈴鹿市三宅町字西条に所在する。丘陵は中ノ川に向かって舌状にのび、北は中ノ川、東西は比高差20m ほどの切り立った崖となり、南にも比高差15m ほどの谷が入りこむ自然の要害となる。丘陵は東西 250m、南北100m ほどあり、東端に40×20m の主郭があり、巾10m、深さ8m の空掘につづいて、18×15m の第2郭がある。さらに巾5m、深さ3m の空堀をへだてて20×10m の第3郭があり、その西端に巾8m、深さ5m の空堀がある。第3郭の西側には60×60m ほどの平坦地がつづくが、土塁、空堀等の明瞭な遺構は残存しない。主郭は、丘陵上を整地し、南北に土塁をめぐらせ、西は5m

ほど高い見張台状平坦地を持ち、東に開いた構造である。主郭北側下には帯郭と考えられる平坦 地がめぐる。

第2・第3郭には土塁等の遺構は残存していない。第2郭には、承応2年(1653)分部氏によって建立された墓碑があり、地元の人々は葬られた僧の名をとって「光味塚」と呼称している。

墓碑には 癸 承応二年

(表) 釈明宝光味法師

(裏) 分部氏

巳 三月十五日

と刻されている。

城の創建及び廃絶に関しては不明な点が多い。『伊勢名勝誌』によれば、肥後国大鹿庄住人槙野秀盛が当地に来てここに築城し、三宅駿河守を称したことに始まり、永禄12年(1569)4代の孫藤重の時、織田信長に滅ぼされたと記述されている。しかし、同書によれば、三宅城は対岸の同町字志比にあったと記されている。同所は中ノ川左岸の河岸段丘上にあり、山林の中に土塁の一部が残存している(17)。 三宅氏の居城がどちらであったかは、にわかに断定しがたい。中ノ川流域には、他に中世城館として、稲生城、長法寺城(18)、御薗城(19)等があるが、その来歴や活動については不明な点が多く、今後の研究が待たれる。

Ⅲ遺構

基本的な層序は、図版にみるごとく、①表土(腐蝕土層、約10cm)、②黄褐色粘質土($5\sim15$ cm)、③炭、焼土混入黄褐色土(遺物包含層、 $5\sim20$ cm)、そして地山となる。表土から地山までの深さは $30\sim40$ cmである。また竪穴住居(S B 4)へは、赤褐色粘質土(炭、焼土混)、褐色粘質土(焼土混)赤味がかった褐色土の順に堆積している。築城前はこの上に旧表土があったはずで、このことは S B 4 に 3 分の 1 ほどかぶさって構築された北側土塁にその名残りが認められる。土塁は旧表土の上に、S B 4 の埋土に似た褐色土、粘土をレンズ状に積みあげて構築されたものと考えられる。なお、土塁北斜面の下の平坦地には、五輪塔が $2\sim3$ 基祀られていたが後世に移転されたものであり、調査地内では墓に関連する遺構は検出されなかった。

S X 1

城の東端の狭い尾根上に南面してつくられた階段である。20~30cmの河原石を一段あたり7個ほどならべており、五段分検出された。遺構の残りがわるく2段目と最上段は2個しかのこっていなかった。一段の長さは1.7mほどで、段と段の間は60~70cmである。この階段の東は後世に削りとられた崖になり、西側は幅3mのたて堀が掘られている。

S X 2

S X 1 を登りつめた平坦地に北を向けてつくられた石垣である。長さ 1.7 m 分が検出され、少なくとも二段以上あったものである。この S X 2 よりさらに高い平坦部が城の郭になるが、この

比高が 1.5 m 程あることから、おそらく石垣も数段以上積まれていたものと思われる。使用された石は30~40cmの河原石で、長軸はほゞ東西方向である。

また、この周辺からは、土師器皿多数と鉄釘がまとまって出土しており、石垣北側の平坦面に何らかの建物があったものと類推される。

SX3

SX2の東端から南へ約3m離れたゆるやかな坂にならべられた石列で、南北に2m余り検出された。20cm弱の河原石を坂に沿って一列ならべただけのもので、その機能は不明である。

SB4

東郭の北端を東西に走る土塁下より検出された弥生時代中期の竪穴住居である。発掘区端で検出されたため全体規模は不明であるが、南北2.8m、東西3m以上の長方形の住居である。検出面から床面までは30cmの深さがあり、周溝は西と南の一部及び北側に検出された。約10cmの深さである。住居中央西寄りに80cm×60cmの範囲で焼土があり炉跡と考えられる。

Ⅳ遺物

出土した遺物は、テンバコ数箱分と少ない。なかでも土師器皿が圧倒的に多く、陶器、磁器はほとんどない。弥生時代の竪穴住居に伴う遺物は、高杯、受口状口縁甕、砥石があるが、土器は器壁の損傷がはなはだしい。

1. 弥生時代の遺物 (PL4)

砥石 (19)

破損しているが、現状では上面のみを使用しており、使用痕の残る部分は、7.1cm×4.7cmの範囲である。かなり使用しており、上面は中央部がくぼんでいる。 砂岩製である。

他には、列点文を施した受口状甕の口縁部と口縁部が杯部からはり出し、端部を下方に短かく 曲げた高杯がある。いずれも中期のものである。

2. 室町時代の遺物 (PL4)

(1) 土師器 (1~14)

\blacksquare (1 ~13)

A類 (1~4)

外面無調整で内面はヨコナデされる。口縁部内面及び体部下半を強くナデつけることにより、 をつくり出している。口径は $13\sim14$ cm、器高は2.5cm前後である。

B類(5~10)

調整方法はA類と同じであるが、内面に稜をもたず単純に内弯して口縁にいたるものである。 口径13cm前後、器高 $2\sim3$ cmである。

小皿 (11~13)

口径7.5~8cm、器高 1.5 cm前後で、円板をくぼめたいわゆる「せんべい状」の皿である。外面は無調整であるが、内面は平滑にナデられている。

出土した土師器皿は小皿を除いてすべてA類とB類である。胎土は細かいが、中には少しざらつくものが含まれる。色調も淡黄褐色で焼成もよい。灯明皿としては、A・B類及び小皿も利用されている。

鍋 (14)

口径30cm、器壁は極めてうすく3~4mmである。口縁部は横へはり出し、端部をつまみあげて断面三角形状にしている。つまみ出した端部は内傾して立ちあがり、小さく段をなし、端部はとがる。内面及び口縁部外面はヨコナデされるが、体部は斜方向の細かいハケ目が施される。口縁外面以下は全体にススが付着している。胎土は細かく、焼成も良いが断面は中心部が帯状に黒く残る。

(2)陶器 (15·16)

15は常滑産の捏鉢である。胎土中に 3 mm程度の砂粒を多く含み、焼成もあまく軟質である。外面は調整されていない。内面及び口縁端部はナデられている。 16、逆八の字形に直線的に大きく開く鉢である。体部上半部に鉄釉を施し、さらにその上から黄緑色の釉をかけている。外面は凹凸がはげしいが内面は極めて平滑にしあげられている。口縁端部は丸くおさめ、端部内側には断面三角形の突線がめぐる。胎土は緻密で焼成は堅固である。おそらく瀬戸産の片口鉢であろう。

(3)磁器 (17)

八角の小碗で、口縁部も八稜となる。高台は付高台で型造りであろう。高台より上は内外面と も白釉がうすくかかる。あるいは江戸期のものかもしれない。

(4) 鉄製品 (18)

内径26cm余り、外径28cm余りの円環で、断面は1cm×0.5cmの長方形である。 用途不明。

(5)その他の遺物

陶器類では常滑の甕及び天目茶碗が少量出土し、三足壺の底部片、山茶碗片が出土した。また 金属製品では鉄釘が20数本と古銭が1点出土した。古銭は腐蝕はなはだしく、名称は読みとりに くいが元豊通宝であろうか。

V 結 語

今回の三宅西城跡の調査では、上述のごとく弥生時代中期の竪穴住居1棟が検出されたが、城 跡の北方を東流する中ノ川流域における弥生文化を知る上で貴重な資料を得ることとなった。

従来、中ノ川流域における弥生時代遺跡としては、西方約1.5kmの合生遺跡(亀山市下之庄)、 東方約5.5kmの猪などの動物を追う狩人を鋳出した外縁付鈕式銅鐸1個が出土した磯山遺跡(鈴 鹿市磯山町)が知られるのみであった。合生遺跡出土の弥生土器については、詳細が不明であり、 磯山遺跡からは全く土器は出土していない。それ故、今回の竪穴住居と弥生土器の出土は、海岸 部近くから出土した磯山銅鐸との関連を将来解明する上で一つの示唆を与えるものといえよう。

さらに注目すべき点は、弥生時代中期の竪穴住居が、水田からの比高約23m の丘陵頂部で検出されたことである。弥生時代前期は別として、県内の弥生時代遺跡 450 箇所のうち、比高差20~30m の高所に位置する遺跡のほとんどが後期に属しており、少数ながら中期に属する遺跡があっても全て山間部に営まれたものである。したがって、今回の調査例は、一つ中ノ川流域にとどまらず県内の他地域における中小河川流域の沖積平野の周辺部に、将来弥生時代中期の遺跡が発見される可能性を示唆するものといえる。

おそらく、丘陵頂上の未調査部分には数棟の竪穴住居が埋没しているものと推定されるが、当 遺跡をもっていちがいに「高地性集落」とは断定し得ないにせよ、県内の弥生時代中期の集落遺 跡の実態は、多様な形をもって展開されていたのではないかと考えられる。

ところで、現在鈴鹿市内で確認されている城館跡は29か所を数えるが、発掘調査をされた城館跡はわずかに沢城(西条町・飯野寺家町)のみで、それも排水路工事に伴なうわずかの面積が調査されたにすぎない。狭い範囲ではあるが、郭内にまで調査が及んだのは本城が最初ということになる。

調査の結果、主郭東端は上下二段からなり、SX1を通ってくると丁度下段平坦地にあたることとなる。この平坦地の埋土に焼土が混入していること、或いはSX1との位置関係から、この地点に何らかの防禦施設があったものと思われる。また、本城は極めて単純で直線的な郭構成をとっているが、 $SX1\sim SX3$ の施設、見張り台、井戸なども備えており、単なる戦時の砦というものではないであろう。

中ノ川流域は、平安時代後期には栗真荘として立荘されており、摂関家藤原忠実領であった。 (『朝野群載』嘉承2年〈1107〉政所下文) 荘域は、 北は鈴鹿市白子町付近、南は津市栗真中山町、西は芸 濃町東部に及んでいたものと考えられる。鎌倉時代当初には大江広元が地頭職を得ている。(『吾 妻鏡』文治3年〈1187〉4月29日条) 鎌倉中期以後には近衛家領となった。(建長5年〈1253〉近衛家所領目録) 室 町時代には皇室領となっている。(『看聞御記』応永32年〈1425〉10月10日条) 荘園立券、荘園領主移動の経 緯はいずれも不明である。

鎌倉時代から、在地領主層の関氏は河曲郡と鈴鹿郡に、同じく長野氏は安濃郡と奄芸郡にその 勢力を扶植していたが、室町時代後半にはいずれも有力な国人領主に成長している。(『親元日記』 『大乗院社寺雑事記』『内宮引付』『満濱准后日記』他)

郡界付近では各時代を通じて両勢力が括抗していたことが認められる。室町期に入って、長野氏が栗真荘代官職を得たのは文安年間以後と考えられる。(『建内記』文安元年〈1444〉5月19日条) その後代官職はたびたび入れ替わるが、文明年間には関氏がその職を入手しようと画策している。(『長興宿禰記』文明13年〈1480〉2月20日条) 文明17年(1485)からは長野氏がほぼ代官職を踏襲している。(『内宮引付』) また、稲生神社に残る棟札には、室町時代を通じて関氏与力である稲生氏一族の氏名が認められるが、天正16年(1588)の棟札には長野半右衛門正家、慶長11年(1608)・同13年の棟札には分部左京亮光信の名がしるされている。このように両氏の活動は各所に認められるが、戦国時代後半には三宅西条城を含む中ノ川流域は長野氏の勢力圏に入ったものと考えられる。前出の墓碑銘からも戦国時代末の同城は分部氏の拠点のひとつとなったものと類推できる。建立年の承応2年(1653)には、分部氏はすでに元和5年(1619)に近江国大溝へ移封されているが、何らかの機会に一族が追善供養をしたものであろう。

だが、このような中世的秩序も織田信長の伊勢侵攻によってすべて払拭されたのである。

〈参考文献〉

「鈴 鹿 市 史」 鈴鹿市教育委員会 1980

「三重考古図録」 三重県教育委員会 1954

「日本城郭大系」第10巻新人物往来社、1980

「国鉄伊勢線関係遺跡調査報告」 鈴鹿市教育委員会 1967

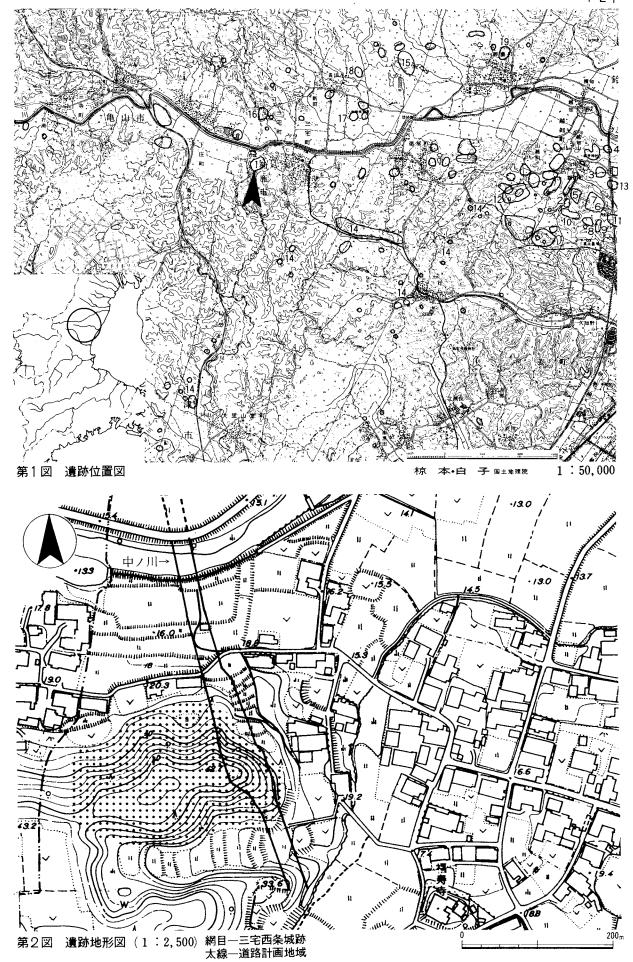
「末野B遺跡調査概報」 鈴鹿市遺跡調査会 1978

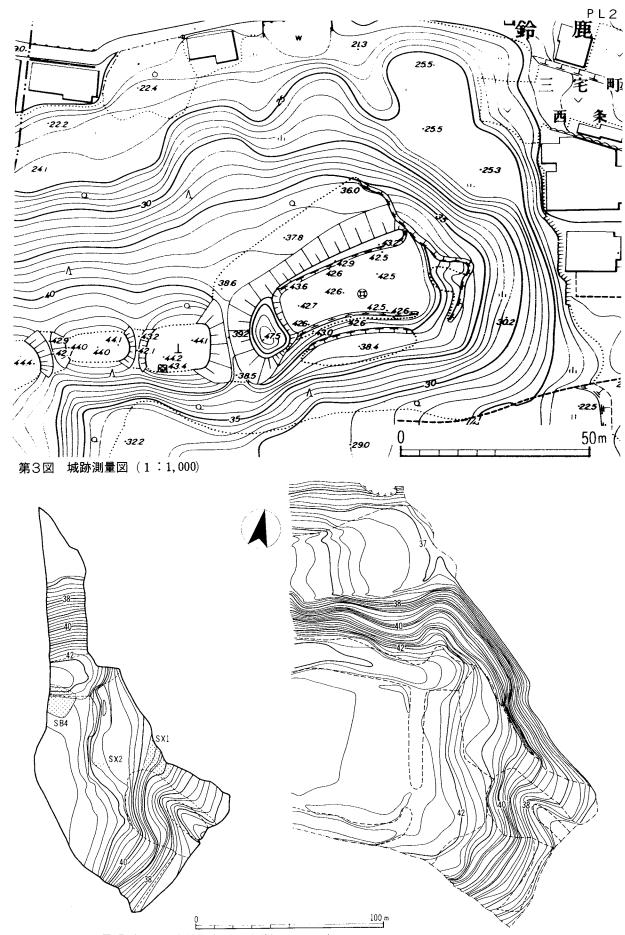
「末野C遺跡調査概報」 / 1979

「西高山遺跡発掘調査概要」 / 1976

「西高山A・B遺跡調査概要」 / 1977

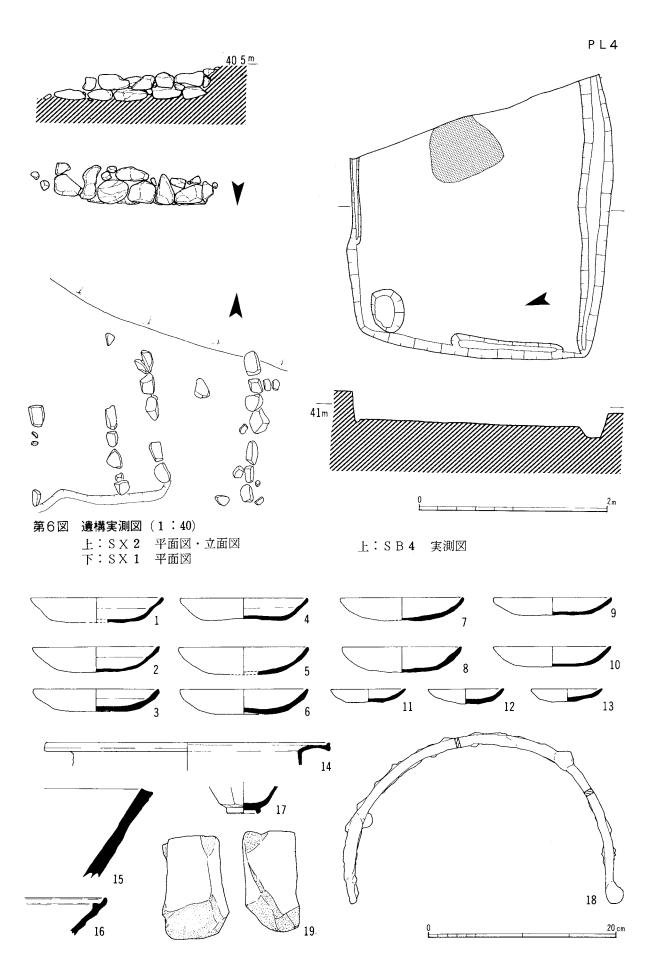
図 版





第4図 地形測量図(右一調査前、左一調査後)(1:200)





第7図 遺物実測図(1:4)



遺跡遠景 (東から)



遺跡近景(北から)





調查風景



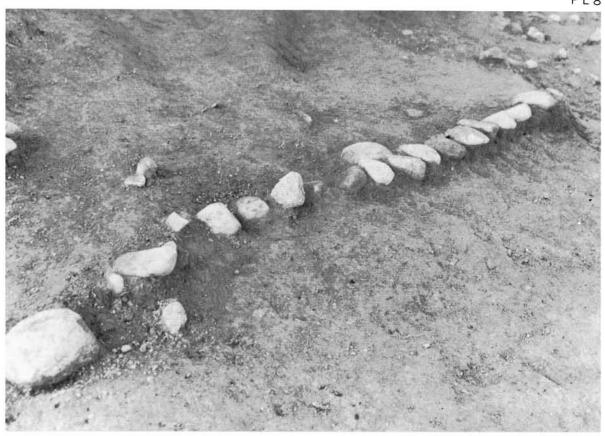
SX1 (東から)



S X 2 (北西から)



SX2 (北から)



SХЗ (南から)



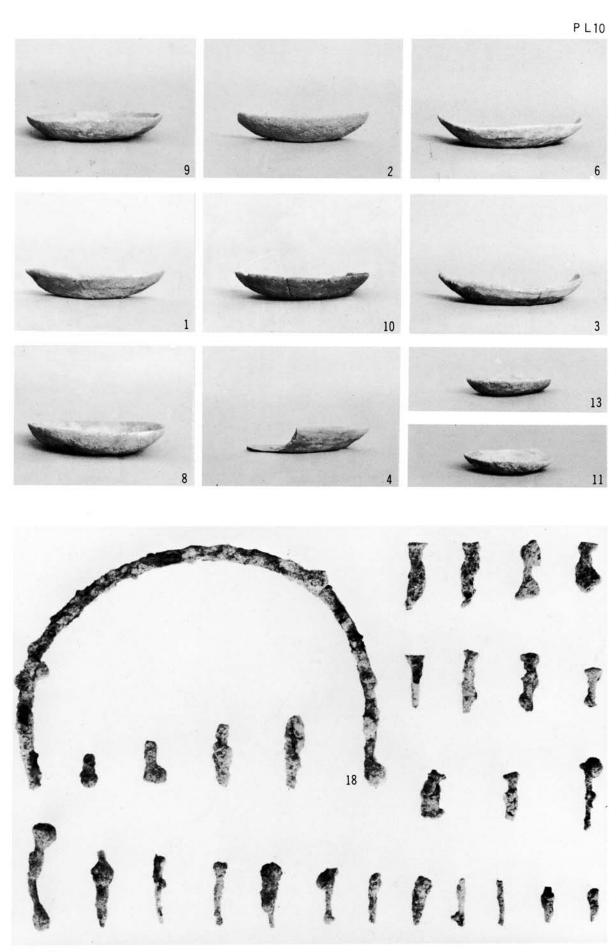
調査区 (南から)



SB4 (東から)



SB4 (南から)



出土遺物 (1:3)

昭和58 (1983) 年 3 月に刊行されたものをもとに 平成16 (2004) 年12月にデジタル化しました。

三重県埋蔵文化財調査報告61

三宅西条城跡発掘調査報告昭和58年3月31日

編集 三重県教育委員会

印刷 東海印刷株式会社